契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社 マグナム

住所 〒580-0031 大阪府松原市天美北3丁目3番5号 田口ハイツ1-は

TEL 072-294-6877

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次

のとおりです。

登録番号:近畿財務局長(金商) 第390号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- 報酬等について
 - ① 投資顧問契約による報酬等

国内上場株式を対象とし、その分析に基づく投資判断に関し、以下の会員区分に従い助言を行います。報酬の支払い方法は、銀行振込、またはクレジットカード(成功報酬は銀行振り込みのみ)とします。

- ・会員区分・契約期間・報酬額・助言の方法等
- (i)特別会員 1ヶ月 20万円(消費税別) 契約期間内に随時電話による方法で助言を行う。
- (ii) 電話会員A 1ヶ月 3万円(消費税別)と下記計算の成功報酬金毎月1回以上電話で助言を行う。月数回WEB上の会員専用サイトに記事を記載する方法により、レポート配信する。
- (iii) 電話会員 B 1ヶ月 5万円(消費税別) 毎月1回以上電話で助言を行う。月数回WEB上の会員専用サイトに

記事を記載する方法により、レポート配信する。

(iv) 掲示板会員 1ヶ月 1.5万円(消費税別)

月数回WEB上の会員専用サイトに記事を記載する方法により、レポート配信する。

- (v)特別銘柄会員 1銘柄 1万円~(消費税別) 特定の1銘柄(または1銘柄群)の売買に関して助言を行う。
- ※契約期間は(i)~(vi)すべての会員区分で12か月とする。な お、(iv)以外の会員区分では、契約期間終了の5日前までに契約更新 しない旨の申し出がない場合、契約は自動更新するものとする。

② 成功報酬

- ・報酬額は、毎月月初から月末までに決済を行った売買について、それ ぞれの利益あるいは損益を合算して得られた運用益(売買手数料、取 引税などを控除したもの。)に20%を乗じた金額(消費税別)とし、 毎月1日から月末までの1ヶ月ごと精算する。 また計算結果の1,000 円未満は切捨てる。
- ・当該1か月間を総合して損金が発生した場合は、次月以降の利益金と相殺する。
- ・手持ち株式について新株が無償交付された場合は、修正価格又は増加 株数にて計算する。
- ・当社の助言を受けて売買を行わなかった場合、成功報酬の対象とはしない。
- ・当社への報告前に会員の意思で決済した場合は、その価格にて差益計算する。

契約期間満期日又は、中途解約日の手持ち株式については、契約期間満期日又は、中途解約日の寄付値で評価し精算する。 (契約更新の場合はその限りではない。)

- ・当社助言に基づき売買した株式については売買報告書を送付していた だく。(写しも可とする。)但し、売買報告書の送付がない場合は、 当社売買助言記録により確認する。
 - ③ 報酬の支払時期

会費は契約締結時以降毎月契約応答日の5営業日前までの月払い、成功報酬は当該月の翌月5日(5日が土・日の場合には翌銀行営業日)までの支払いを各々原則とする。

④ その他

顧客への助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとするが、運用方針・運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、顧客との協議により上記と異なる方法を取る場合がある。

株式に係るリスク

投資顧問契約により助言する株式についてのリスクは、次のとおりです。

- ①株価変動リスク:株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。
- ②株式発行者の信用リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- ③ 信用取引等

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る 多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失 の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。 信用取引の対象となっている株式の発行者又は保証会社等の経営・財 務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引 の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこ と、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフの適用

<u>この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります</u>。具体的な 取扱いは、次のとおりです。

- (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除
- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

【特別会員・電話会員A・電話会員B・掲示板会員・メルマガ会員】

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結 のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を差し引いた残 額をお返しいたします。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:会費については、日割り計算した報酬額(契約期間に対応する料金÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。また、電話会員Aの場合、契約開始からクーリング・オフまでの間に発生した成功報酬については、お支払い頂きます。成功報酬については、解除日の終値を元に運用益を算出し、これより所定の割合をお支払い頂くものとします。なお、受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【特別銘柄会員】

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結 のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を差し引いた残 額をお返しいたします。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:本契約における助言サービスについては助言の提供が1銘柄(あるいは1銘柄群)限りであり且つ報酬は前払い制であるため、助言後の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

【特別会員・電話会員A・電話会員B・掲示板会員・メルマガ会員】 クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1か月前 までの書面による意思表示で契約を解除できます。尚、契約解除の場 合は、会費分の解除までの期間に相当する日割り計算した報酬額をい ただきます。また、成功報酬については、解除日の終値を元に運用益 を算出し、これより所定の割合をお支払い頂くものとします。なお、 受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。契約解除 に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【特別銘柄会員】

- ①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の10 日前までの書面による意思表示で契約を解除できます。
- ② 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりになります。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結 のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を差し引いた残 額を返金するものとします。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:本契約における助言サービスについては助言の提供が1銘柄(あるいは1銘柄群)限りであり且つ報酬は前払い制であるため、助言後の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。
- クレジットカードによる会費の支払いについて 月会費の納入をクレジットカードで行う場合、以下の点に特にご注意 ください。
 - ①クレジットカードで月会費をお支払いいただく場合には、登録解除 を行うまで、ご登録いただいた日数にあわせ自動継続しますので、予 めご了承ください。
 - ②クレジットカードによる継続決済を停止したい場合には、次回継続 決済の課金日(弊社の場合月末)の2営業日前までに弊社までその旨 をご連絡ください。月末の2営業日前とは、月末が31日の場合通常29 日まで、月末31日が月曜日の場合土・日が弊社休業日となりますの で、27日までということになります。

○ 租税の概要

お客様が株式を売買される際には、売買された株式の税制が適用され、たとえば、株式売 買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ 取引
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ 取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ 取引

外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ 取引

- ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

- 1 資本金 500万円
- 2 役員の氏名 代表取締役 北村 典嗣
- 3 主要株主 北村 典嗣
- 4 分析者・投資判断者 北村 典嗣
- 5 助言者 北村 典嗣
- 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先 以下の電話番号にご連絡下さい。 電話番号 072-294-6877
- 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、近畿財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

- 8 当社の苦情処理措置について
- (1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からのご相談・苦情・紛争等(以下、「苦情等」)のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。
- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決
- (2) 当社は、上記により苦情等の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情等の解決を図ることとしています。

この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情等の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情等を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月~金/9:00~17:00祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご 照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせん を通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般 社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員 によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用にな る場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センター にご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任

- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾
- 10 当社が行う業務 投資助言業